



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *52 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 訓令
 - *29 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *30 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")

規 則

和歌山県規則第52号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則(昭和63年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中第14号を第16号とし、第5号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)に関する次のこと。
 - ア 第3条の規定による届出の受理
 - イ 第4条の規定による許可
- (6) みつばち転飼条例(昭和41年和歌山県条例第42号)に関する次のこと。
 - ア 第3条の規定による許可
 - イ 第4条の規定による不許可
 - ウ 第6条の規定による許可書及び許可標識の再交付
 - エ 第7条の規定による許可標識の返納の受理
 - オ 第9条の規定による許可の取消し

カ 第10条の規定による菓箱の撤去命令
第4条の5を削る。
第5条第1号ク中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改める。
第5条の2を削る。
附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第29号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和62年和歌山県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「処理するもの」の次に「(各種委員会の予算執行を含む。)」を加える。

第9条第2項中「主務班長」の次に「(主務班長を置いていない場合は、室長の指名する者)」を加える。

第13条第1項中「総括審議員」の次に「(総括審議員を置いていない場合は、室長の指名する者)」を加える。

別表第1の部長専決事項の欄に次のように加える。

12 職員団体からの適法な交渉の申入れの受理及び職員団体の適法な交渉に参加する職員の職務専念義務の免除に関すること。

別表第1の課長専決事項の欄12中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 事案の移送(第32条の3)

別表第2総務部の表総務学事課の項の次に次のように加える。

行政経営改革室		1 職員団体からの適法な交渉の申入れの受理及び職員団体の適法な交渉に参加する職員の職務専念義務の免除に関すること(簡易な事項に係る交渉に限る。)	
---------	--	--	--

別表第2総務部の表医科大学改革室の項を削る。

別表第2総務部の表人事課の項を次のように改める。

人	1 地方公務員法(昭和25年法律第261	1 職務に専念する義務の特例に関す	1 和歌山県職員旧姓使用取扱要綱
---	----------------------	-------------------	------------------

<p>事 課</p>	<p>号)第28条の4及び第28条の5に基づく再任用職員の採用、退職及び任期の更新に関する事。</p>	<p>る条例(昭和26年和歌山県条例第20号)に関する次のこと。 (1)職務に専念する義務の免除(第2条) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1)育児休業の承認(第2条第3項) (2)育児休業の期間の延長の承認(第3条第3項) (3)育児休業に伴う任期付採用職員の採用、退職及び任期の更新(第6条第1項及び第3項) 3 条件付採用期間の延長及び正式採用に関する事。 4 臨時的任用職員の採用、退職及び任期の延長に関する事。 5 職員の退職に関する事(死亡退職に限る。))。 6 地方公務員法に関する次のこと。 (1)修学部分休業の承認及び承認の取消し(第26条の2第1項) (2)高齢者部分休業の承認、承認の取消し、時間の短縮及び時間の延長(第26条の3第1項) (3)心身の故障による休職処分(第28条第2項第1号) (4)職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可(第34条第2項) (5)営利企業等の従事の許可(第38条第1項) (6)職員団体の役員としてまっぱら従事する許可(第55条の2第2項) 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)に関する次のこと。 (1)修学部分休業、高齢者部分休業、介護休暇及び育児部分休業に伴う短時間勤務職員の採用、退職及び任期の更新(第4条、第6条) 8 退職手当の裁定に関する事。 9 昇給内申書に関する事。 10 昇格切替調書に関する事。 11 旅費の調整に係る知事との協議に関する事。 12 職員団体からの適法な交渉の申入れの受理及び職員団体の適法な交渉に参加する職員の職務専念義務の免除に関する事(簡易な事項に係る交渉に限る。))。 13 和歌山県職員研修規程(昭和59年和歌山県訓令第15号)に規定する研修審議会に関する事。</p>	<p>(平成13年制定)に関する次のこと。 (1)旧姓使用の承認(第6条) (2)旧姓使用の取消し(第7条) 2 職務に専念する義務の特例に関する条例に関する次のこと。 (1)職務に専念する義務の免除(第2条第1号及び第2号に規定する場合並びに職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年人事委員会規則第4号)第2条第6号、第9号及び第10号に規定する場合に限る。)(第2条) 3 職員の外かく団体等の役職に就任することの承認に関する事。 4 職員の2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇の承認に関する事。 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)に関する次のこと。 (1)育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認(第8条の2第1項) (2)育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の承認(第8条の3第1項) (3)育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限の承認(第8条の3第2項) 6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。 (1)公務上又は通勤による災害の認定(第3条第2項) (2)補償の決定(第7条、第8条、第8条の2、第9条、第11条、第15条) 7 日々雇用職員の雇用に関する事(賃金に係る支出負担行為に関する事を除く。))。 8 職員に対する研修の実施に関する事。</p>
----------------	---	--	--

別表第2総務部の表考査・研修室の項を削る。

別表第2総務部の表税務課の項を次のように改める。

<p>税 務 課</p>	<p>1 県税に係る徴収金の賦課徴収、選付又は過料に関する処分についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による審査請求に関する事。</p>	<p>1 地方税法(昭和25年法律第226号)に関する次のこと。 (1)地方消費税の清算(第72条の14) (2)軽油引取税の仮特約業者及び特約業者の指定(第700条の6の3、第700条の6の4) (3)県税に係る犯則事件に関し国税犯則取締法(明治33年法律第67号)の規定を準用する場合における知事の職務(第71条の2、第71条</p>	<p>1 地方税法に関する次のこと。 (1)県たばこ税の賦課徴収に関する事。 (2)自動車税の証紙徴収に関する事。 (3)自動車取得税の賦課徴収に関する事。 2 和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)に関する次のこと。</p>
----------------------	---	--	---

	<p>の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第72条の97、第72条の111、第73条の42、第74条の31、第98条、第175条、第206条、第699条の29、第700条の44)</p> <p>(4) 利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税及び自動車取得税に係る市町村に対する交付金の交付決定(第71条の26、第71条の47、第71条の67、第72条の115、第103条、第699条の32)</p> <p>2 和歌山県税規程(昭和29年和歌山県訓令第162号)に関する次のこと。 (1) 徴税吏員証票等を亡失した場合の措置(第4条第4項)</p> <p>3 和歌山県税収入事務規程(昭和39年和歌山県訓令第16号)に関する次のこと。 (1) 出納員及び出納員身分証明書を亡失した場合の措置(第21条第4項)</p>	<p>(1) 収納員(県税収入分)の任免(第7条第2項)</p>
--	--	----------------------------------

別表第2総務部の表市町村課の項部長専決事項の欄5の次に次のように加える。

6 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に関する次のこと。
(1) 条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付(第91条第1項)
(2) 請求の却下(第97条第1項)
(3) 請求の補正(第97条第2項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)から(10)までを2ずつ繰り上げる。

別表第2総務部の表総務事務集中課の項課長専決事項の欄6中「物品(重要物品を除く。)」を「物品」に改め、同欄7(2)中「、第9条」を削り、同項の次に次のように加える。

危機管理室	<p>1 和歌山県危機管理計画の変更に関すること。 2 市町村国民保護計画の変更協議の承認に関すること。</p>	<p>1 和歌山県国民保護計画の軽微な変更に関すること。</p>
-------	--	----------------------------------

別表第2総務部の表備考中「考査・研修室及び職員厚生室」を「職員厚生室」に改める。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項

の欄2及び3を削り、同項局長専決事項の欄3及び4を削り、同項課長専決事項の欄中2から4までを削り、5を2とし、同項の次に次のように加える。

自然環境室	<p>1 自然公園法(昭和32年法律第161号)に関する次のこと(都市計画法(昭和43年法律第100号)及び森林法(昭和26年法律第249号)に係る開発行為の許可、採石法(昭和25年法律第291号)に係る採取計画の認可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に係る施設の設置許可、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に係る墓地の経営の許可及び総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)に基づき承認された特定施設に係るものを除く。) (1) 特別地域内における工作物のうち、新築に係るもので高さ13メートル又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるもの及び増築に係るもので増築部分の水平投影面積が1,000平方メートル又は増築部分のうち地上に露出した部分</p>	<p>1 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に関する次のこと。 (1) 事業施設の供用開始日の延期の承認(第4条第2項) (2) 事業の変更の承認(第6条第1項) (3) 事業の休止又は廃止の承認(第7条) (4) 事業の承継の承認(第8条第1項)</p> <p>2 和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号)に関する次のこと。 (1) 事業施設の供用開始日の延期の承認(第10条第2項) (2) 事業の変更の承認(第12条第1項) (3) 事業の休止又は廃止の承認(第13条) (4) 事業の承継の承認(第14条第1項)</p>	<p>1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に関する次のこと。 (1) 狩猟免許試験の実施及び公示(第41条) (2) 狩猟免許の交付(新規に狩猟免許を交付するものに限り。)(第43条) (3) 狩猟免許更新適性検査の公示(第51条) (4) 狩猟者登録の実施(県外に住所を有する者からの申請に限る。)(第57条) (5) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可(学術研究の目的による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものに限り。)(第9条)</p> <p>2 自然公園法に関する次のこと。</p>
-------	--	---	--

- の最高部と最低部との差が13メートルを超えるものの許可(第13条第3項第1号)
- (2) 特別地域内における鉱物の掘採又は土石の採取掘採量又は採取量が1立方メートルを超えるものの許可(ボーリング機械を用いて行う土石の採取を除く。)(第13条第3項第3号)
- (3) 特別地域内における1,000平方メートルを超える土地の開墾その他土地の形状変更の許可(第13条第3項第7号)
- (4) 特別地域内における国の機関が行う行為の協議(第56条第1項、第66条第2項)
- (5) 普通地域内における国の機関が行う行為の通知に関し、風景の保護のためにとるべき措置の協議(第56条第4項、第66条第2項)
- 2 和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)に関する次のこと(都市計画法及び森林法に係る開発行為の許可、採石法に係る採取計画の認可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る施設の設置許可、墓地、埋葬等に関する法律に係る墓地の経営の許可及び総合保養地域整備法に基づき承認された特定施設に係るものを除く。)
- (1) 特別地域内における工作物のうち、新築に係るもので高さ13メートル又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるもの及び増築に係るもので増築部分の水平投影面積が1,000平方メートル又は増築部分のうち地上に露出した部分の最高部と最低部との差が13メートルを超えるものの許可(第13条第3項第1号)
- (2) 特別地域内における鉱物の掘採又は土石の採取で掘採量又は採取量が1立方メートルを超えるものの許可(ボーリング機械を用いて行う土石の採取を除く。)(第13条第3項第3号)
- (3) 特別地域内における1,000平方メートルを超える土地の開墾その他土地の形状変更の許可(第13条第3項第7号)

- (1) 特別保護地区内における工作物の新築、改築又は増築のうち、測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標の設置に係る許可(第14条第3項第1号)
- (2) 特別保護地区内における木竹の伐採で、枯損木若しくは危険木の除去又は電線路の維持を目的とするものの許可(第14条第3項第1号)
- (3) 特別保護地区内における鉱物の掘採又は土石の採取で、試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取量が1立方メートル以下のものの許可(ボーリング機械を用いて行うものを除く。)(第14条第3項第1号)
- (4) 特別保護地区内における広告物等の掲出で、法令の規定又は保安を目的とするものの許可(第14条第3項第1号)
- (5) 特別保護地区内における木竹の損傷の許可(第14条第3項第2号)
- (6) 特別保護地区内における木竹の植栽の許可(第14条第3項第3号)
- (7) 特別保護地区内における家畜の放牧の許可(第14条第3項第4号)
- (8) 特別保護地区内における物の集積等の許可(第14条第3項第5号)
- (9) 特別保護地区内における火入れ等の許可(第14条第3項第6号)
- (10) 特別保護地区内における木竹以外の植物の採取等の許可(第14条第3項第7号)
- (11) 特別保護地区内における動物の捕獲等の許可(第14条第3項第8号)
- (12) 特別保護地区内における車馬等の乗り入れ等の許可(第14条第3項第9号)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるものの許可(第14条第3項第10号)
- (14) 海中公園地区内における広告物等の設置の許可(第24条第3項第1号)
- (15) 海中公園地区内における指定動植物の採取等の許可(第24条第3項第2号)
- (16) 海中公園地区内における物の係留の許可(第24条第3項第5号)
- (17) 普通地域内における1,000平方メートルを超える水面の埋立又は干拓に係る届出の受理(第26条第1項第4号)
- (18) 普通地域内における1,000平方メートルを超える土地の開墾その他土地の形状変更に係る届出の受理(第26条第1項第6号)
- (19) 海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内における1,000平方メートルを超える海底の形状変更に係る届出の受理(第26条第1項

			第7号) 3 和歌山県立自然公園条例に関する次のこと。 (1) 普通地域内における1,000平方メートルを超える水面の埋立又は干拓に係る届出の受理(第15条第1項第4号) (2) 普通地域内における1,000平方メートルを超える土地の開墾その他土地の形状変更に係る届出の受理(第15条第1項第6号)
--	--	--	--

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄2(1)を次のように改める。

- (1) 違反業者に対する知事の指示(第7条)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄2(2)中「第9条の3」を「第7条」に改め、同欄3(1)中「勧告」を「勧告及び合理的根拠資料の提出並びに情報提供」に改め、同欄3(5)中「改善勧告(第18条第2項)」を「改善勧告及び合理的根拠資料の提出(第18条第2項、第3項)」に改め、同欄3に次のように加える。

- (8) 消費者被害の発生及び拡大を防止するために必要な情報の提供(第18条の2)
- (9) 知事への申出に関する調査及び措置の決定(第23条)

別表第2環境生活部の表に備考として次のように加える。

備考 自然環境室においては、「課長専決事項」を「附置室の室長の専決事項」と読み替える。

別表第2福祉保健部の表子育て推進課の項課名の欄中「子育て推進課」を「子ども未来課」に改め、同項局長専決事項の欄1中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 療育機関の指定及び指定の取消し(第21条の9第4項、第7項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 母子保健法(昭和40年法律第141号)に関する次のこ

と。

- (1) 養育医療機関の指定及び指定の取消し(第20条第5項、第6項)

11 母体保護法(昭和23年法律第156号)に関する次のこと。

- (1) 受精調節実地指導員の指定及び講習の認定(第15条)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄1を次のように改める。

1 児童福祉法に関する次のこと。

- (1) 療育の給付の決定(第21条の9第1項)
- (2) 和歌山県立和歌山すみれホームへの入所者の負担金の額の決定及び減免並びに納入延期の承認(第56条)
- (3) 療育の給付に伴う自己負担金の徴収(第56条第2項)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

7 母子保健法に関する次のこと。

- (1) 養育医療費の支給の決定(第20条第1項)
- (2) 養育医療費給付に伴う費用の徴収(第21条の4第1項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会推進課の項及び障害福祉課の項を次のように改める。

長寿社会推進課	1 社会福祉法に関する次のこと。 (1) 民間事業者による軽費老人ホームの認可(第62条第2項) (2) 軽費老人ホームの改善命令(第71条) (3) 軽費老人ホームの許可の取消し等(第72条) 2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する次のこと。 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可(第15条第4項) (2) 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター設置者への改善命令等(第18条の2) (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの改善命令、認可の取消	1 社会福祉法に関する次のこと。 (1) 振興局健康福祉部及び社会福祉施設の指導監督(第20条) (2) 軽費老人ホームの設置届の受理(第62条第1項) (3) 軽費老人ホームの変更届の受理又は変更認可(第63条) (4) 軽費老人ホームの廃止届の受理(第64条) (5) 軽費老人ホームの検査等(第70条) 2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する次のこと。 (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更届等の受理(第16条第2項) (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更等	1 養護老人ホームにおける病弱者介護加算等の認定に関すること。 2 養護老人ホーム等における地域参加、交流促進費加算の設定に関すること。 3 介護老人保健施設の開設許可に係る検査に関すること。 4 介護保険法に関する次のこと。 (1) 居宅サービス等を行った者等に対する報告の命令等(第24条) (2) 介護支援専門員の登録(第69条の2) (3) 介護支援専門員資格登録簿登録事項の変更(第69条の4) (4) 介護支援専門員証の交付(第69条の7) (5) 介護支援専門員証の有効期間の更新(第69条の8)
---------	--	--	---

- し等 (第19条)
- 3 介護保険法 (平成9年法律第123号) に関する次のこと。
- (1) 介護支援専門員登録の消除 (第69条の6、第69条の39)
- 4 介護支援専門員実務研修受講試験の可否決定に関すること。
- の認可 (第16条第3項)
- (3) 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターへの検査等の実施 (第18条第1項)
- (4) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの検査等の実施 (第18条第2項)
- (5) 有料老人ホームの設置届の受理 (第29条第1項)
- (6) 有料老人ホームの変更・廃止届等の受理 (第29条第2項)
- (7) 有料老人ホームの調査等 (第29条第3項)
- (8) 有料老人ホームの改善命令 (第29条第4項)
- 3 老人ホーム等の事務費の決定に関すること。
- 4 認知症介護実践研修生の決定に関すること。
- 5 民間法人の独立行政法人福祉医療機構への借入れに対する意見書に関すること。
- 6 介護保険法 (平成9年法律第123号) に関する次のこと。
- (1) 指定市町村事務受託法人の指定 (第24条の2)
- (2) 介護支援専門員の登録 (第69条の2)
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定 (第69条の27)
- (4) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定 (第69条の33)
- (5) 指定居宅サービス事業者の指定 (第70条)
- (6) 指定居宅サービス事業者の特例 (第71条、第72条)
- (7) 指定居宅サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第76条の2)
- (8) 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第77条、第78条)
- (9) 指定居宅介護支援事業所の指定 (第79条)
- (10) 指定居宅介護支援事業所に対する勧告及び命令等 (第83条の2)
- (11) 指定居宅介護支援事業所の指定の取消し等及び公示 (第84条、第85条)
- (12) 指定介護老人福祉施設の指定 (第86条)
- (13) 指定介護老人福祉施設に対する報告の命令等 (第90条)
- (14) 指定介護老人福祉施設に対する勧告及び命令等 (第91条の2)
- (15) 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等及び公示 (第92条、第93条)
- (16) 介護老人保健施設の開設許可 (第94条)
- (17) 介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可 (第94条第2項)
- (18) 介護老人保健施設の管理者の承認 (第95条)
- (19) 介護老人保健施設に対する報告
- (6) 特定施設入居者生活介護サービス事業者等の指定に係る市町村に対する通知及び意見聴取 (第70条)
- (7) 指定居宅サービス事業者の指定の更新 (第70条の2)
- (8) 指定居宅サービス事業者の変更等の届出の受理 (第75条)
- (9) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等 (第76条)
- (10) 指定居宅サービス事業者に係る市町村からの通知の受理 (第76条の2、第77条)
- (11) 地域密着型サービス事業者の指定に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告 (第78条の2)
- (12) 地域密着型サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出の受理 (第78条の10)
- (13) 地域密着型サービス事業者指定の更新に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告 (第78条の11)
- (14) 指定居宅介護支援事業所の指定の更新 (第79条の2)
- (15) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出の受理 (第82条)
- (16) 指定居宅介護支援事業者に対する報告の命令等 (第83条)
- (17) 指定居宅介護支援事業者に係る市町村からの通知の受理 (第84条)
- (18) 指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (第86条)
- (19) 指定介護老人福祉施設の指定の更新 (第86条の2)
- (20) 指定介護老人福祉施設の変更等の届出の受理 (第89条)
- (21) 指定介護老人福祉施設に係る市町村からの通知の受理 (第91条の2、第92条)
- (22) 介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取 (第94条)
- (23) 介護老人保健施設の開設許可の更新 (第94条の2)
- (24) 介護老人保健施設の変更等の届出の受理 (第99条)
- (25) 介護老人保健施設に係る市町村からの通知の受理 (第100条、第104条)
- (26) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (第107条)
- (27) 指定介護療養型医療施設の指定の更新 (第107条の2)
- (28) 指定介護療養型医療施設の変更等の届出の受理 (第111条)
- (29) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出の受理 (第115条の5)
- (30) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の6)
- (31) 指定介護予防サービス事業者に

	<p>の命令 (第100条)</p> <p>(20) 介護老人保健施設の設備の使用制限等 (第101条)</p> <p>(21) 介護老人保健施設の管理者の変更命令等 (第102条)</p> <p>(22) 介護老人保健施設に対する業務運営の勧告及び命令等 (第103条)</p> <p>(23) 介護老人保健施設の開設許可の取消し等 (第104条)</p> <p>(24) 指定介護療養型医療施設の指定 (第107条)</p> <p>(25) 指定介護療養型医療施設の入所定員の変更 (第108条)</p> <p>(26) 指定介護療養型医療施設に対する報告の命令等 (第112条)</p> <p>(27) 指定介護療養型医療施設に対する勧告及び命令等 (第113条の2)</p> <p>(28) 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等及び公示 (第114条、第115条)</p> <p>(29) 指定介護予防サービス事業者の指定 (第115条の2)</p> <p>(30) 指定介護予防サービス事業者に対する勧告及び命令等 (第115条の7)</p> <p>(31) 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び公示 (第115条の8、第115条の9)</p> <p>(32) 介護サービス事業者に対する報告の命令等 (第115条の29)</p> <p>(33) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消し又は効力の停止 (第115条の29)</p> <p>(34) 指定調査機関の指定 (第115条の30)</p> <p>(35) 指定調査機関に対する報告の命令等 (第115条の34)</p> <p>(36) 指定調査機関の業務の休廃止等の許可 (第115条の35)</p> <p>(37) 指定情報公表センターの指定 (第115条の36)</p> <p>(38) 指定情報公表センターに対する報告の命令等 (第115条の36)</p> <p>7 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護員養成研修事業者の指定 (第3条)</p> <p>(2) 福祉用具専門相談員指定講習会を行う者の指定 (第3条の2)</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消し (第35条の4)</p> <p>(4) 指定調査機関の指定の取消し (第37条の13)</p> <p>(5) 調査員養成研修を行う者の指定 (第37条の14)</p> <p>(6) 調査員名簿からの調査員の消除 (第37条の14)</p> <p>(7) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し (第37条の14)</p> <p>(8) 指定情報公表センターの指定の取消し等 (第37条の17)</p>	<p>係る市町村からの通知の受理 (第115条の8、第104条)</p> <p>(32) 指定介護予防サービス事業の指定の更新 (第115条の10)</p> <p>(33) 指定介護予防サービス事業者の特例 (第115条の10)</p> <p>(34) 地域密着型介護予防サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出受理 (第115条の18)</p> <p>5 介護保険法施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定の取消しの公示 (第35条の3)</p> <p>(2) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消しの公示 (第35条の4)</p> <p>(3) 指定調査機関の指定の公示等 (第37条の8)</p> <p>(4) 調査事務規程の許可等 (第37条の10)</p> <p>(5) 指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示 (第37条の12)</p> <p>(6) 指定調査機関の指定の取消し等の公示 (第37条の13)</p> <p>(7) 調査員登録証明書の作成交付 (第37条の14)</p> <p>(8) 調査員養成研修を行う者の指定の取消しの公示 (第37条の14)</p> <p>(9) 指定情報公表センターの指定の公示等 (第37条の15)</p> <p>(10) 情報公表事務規程の許可 (第37条の15)</p> <p>(11) 指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示 (第37条の15)</p> <p>(12) 指定情報公表センターの指定の取消し等の公示 (第37条の17)</p> <p>6 介護支援専門員の研修終了事業の指定に関すること。</p> <p>7 介護員養成研修事業の指定に関すること。</p> <p>8 福祉用具専門相談員指定講習会の指定に関すること。</p>	<p>1 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関するこ</p>
<p>障害福祉</p>	<p>1 障害者自立支援法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定 (第36条)</p>	<p>1 障害者自立支援法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (第37条・第46条)</p>	<p>1 障害者自立支援法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (第37条・第46条)</p>

課

- と。(97条、102条、103条)
- (2) 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命に関する事
と。(98条、99条)
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に関する次のこと。
- (1) 指定身体障害者更生施設等の指定(第17条の24)
- (2) 指定身体障害者更生施設等の変更(第17条の27)
- (3) 指定身体障害者更生施設等の取消し(第17条の30)
- 3 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関する次のこと。
- (1) 指定知的障害者更生施設等の指定(第15条の24)
- (2) 指定知的障害者更生施設等の変更(第15条の27)
- (3) 指定知的障害者更生施設等の取消し(第15条の30)
- 4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に関する次のこと。
- (1) 児童福祉施設の設置の届出(第35条第3項)
- (2) 児童福祉施設の設置の認可(第35条第4項)
- (3) 児童福祉施設の廃止又は休止の届出(第35条第6項)
- (4) 児童福祉施設の廃止又は休止の承認(第35条第7項)
- (2) 指定相談支援事業者の指定(第40条)
- (3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の更新(第41条)
- (4) 指定障害福祉サービス事業者に対する勧告、命令等(第49条)
- (5) 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の取消し等(第50条)
- (6) 指定自立支援医療機関の指定(第59条)
- (7) 指定自立支援医療機関の指定の取消し等(第68条)
- 2 身体障害者福祉法に関する次のこと。
- (1) 身体障害者福祉司の任命(第11条の2)
- (2) 身体障害者手帳交付申請に係る診断書記載の医師の指定(第15条第1項)
- (3) 身体障害者手帳の交付又は不交付の決定(第15条第4項、第5項)
- (4) 身体障害者手帳の返還命令(第16条第2項)
- 3 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)に関する次のこと。
- (1) 身体障害者手帳交付申請に係る診断書記載の医師の指定の取消し(第1条の2第3項)
- (2) 身体障害者手帳の再交付(第5条)
- 4 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関する次のこと。
- (1) 知的障害者福祉司の任命(第10条第1項)
- (2) 職親の登録(第16条第1項第3号)
- 5 療育手帳の交付に関する事。
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する次のこと。
- (1) 指定病院の指定(第19条の8)
- (2) 精神障害者の入院措置(第29条)
- (3) 精神障害者の緊急入院措置(第29条の2)
- (4) 定期の報告等の審査結果に基づく退院命令(第38条の3第4項)
- (5) 退院等の請求の審査結果に基づく退院命令等(第38条の5第5項、第6項)
- 7 児童福祉法施行規則に関する次のこと。
- (1) 児童福祉施設等の変更の承認(第37条第4項、第5項及び第6項)
- 8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関する次のこと。
- (1) 特別児童扶養手当の受給資格及び手当額の認定(第5条)
- (2) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の全部又は一部を支給しないこと決定(第11条、第26条、第26条の5)
- (3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定(第19条、第26条の5)
- (2) 指定自立支援医療機関の指定の変更(第64条)
- (3) 障害者ケアマネジメント従事者研修修了証明書交付に関する事。
- (4) 障害程度区分認定調査員等研修終了証明書の交付に関する事。
- 2 身体障害者福祉法施行令に関する次のこと。
- (1) 社会福祉審議会への諮問(障害程度の認定に係る諮問に限る。)(第2条)
- 3 身体障害者補助犬の給付に関する事。
- 4 身体障害者自動車操作訓練受講承認に関する事。
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。
- (1) 精神保健指定医の診察(第27条)
- (2) 精神保健指定医の診察の通知(第28条)
- (3) 措置入院のための移送(第29条の2の2)
- (4) 緊急措置入院に係る入院措置を採らない旨の通知(第29条の3)
- (5) 措置入院者の入院措置の解除及び意見の聴取(第29条の4)
- (6) 精神障害者の入院費に係る費用徴収の決定(第31条)
- (7) 医療保護入院等のための移送(第34条)
- (8) 定期の報告等による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求(第38条の3第1項)
- (9) 退院等の請求による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求(第38条の5第1項)
- (10) 措置入院者の仮退院許可(第40条)
- (11) 精神障害者地域生活援助事業(第50条の3)
- 6 児童福祉法に関する次のこと。
- (1) 育成医療費の支給の決定(第20条第1項)
- 7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する次のこと。
- (1) 所得状況の審査及び支給停止の決定(第6条、第7条、第8条)
- (2) 手当の支払の一時差止め(第12条、第26条、第26条の5)
- (3) 未支払手当の支払(第13条)
- 8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)に関する次のこと。
- (1) 特別児童扶養手当証書の氏名等の訂正及び返付(第20条)
- (2) 所得状況の審査に伴う支給停止の決定等(第22条)
- 9 特別児童扶養手当の有期認定に関する事。
- 10 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例に関する次のこと。
- (1) 加入の承認及び年金管理者の変更(第5条、第8条)
- (2) 年金及び引当金の支給決定(第7条、第13条)
- 11 施設入所者に対する受診券の交付

		<p>(4) 特別児童扶養手当の手当額の改定 (第16条)</p> <p>(5) 異議申立てに対する決定等 (第29条)</p> <p>(6) 受給資格の有無及び手当の額の決定のための調査並びに診断の命令 (第36条)</p> <p>(7) 手当の支給に関する処分に係る資料の提供要求 (第37条)</p> <p>9 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 振興局健康福祉部及び社会福祉施設の指導監督 (第20条)</p> <p>10 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年和歌山県条例第10号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 掛金減免の決定 (第18条)</p> <p>11 独立行政法人福祉医療機構への借入れに対する意見書に関すること。</p> <p>12 民間助成団体への補助金交付申請に対する意見書に関すること。</p>	<p>に関すること。</p> <p>12 県立施設への実習生受入れに関すること。</p> <p>13 障害者情報バリアフリー化支援助成に関すること。</p> <p>14 児童福祉施設の措置費等の決定に関すること。</p>
--	--	---	--

別表第2福祉保健部の表国民健康保険課の項及び健康対策 課の項を次のように改める。

健康づくり推進課		<p>1 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の規約の変更、借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法、収入支出の予算及び準備金その他重要な財産処分についての認可等 (第27条、第86条)</p> <p>(2) 保険者と保険医療機関との契約の認可 (第45条第3項)</p> <p>(3) 審査委員会の行為に係る承認 (第89条第1項)</p> <p>2 国民健康保険に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。</p> <p>3 老人保健法に関する次のこと。</p> <p>(1) 障害認定に係る市町村長からの協議 (第25条)</p> <p>4 老人保健に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。</p> <p>5 国民健康保険法及び老人保健法に関する医療及び施術に係る契約に関すること。</p> <p>6 栄養士法 (昭和22年法律第245号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 栄養士免許の取消し又は名称の使用停止 (第5条)</p> <p>7 健康増進法 (平成14年法律第103号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 国民健康・栄養調査の執行に関する事務 (第10条第3項)</p> <p>(2) 国民健康・栄養調査世帯の指定 (第11条)</p> <p>(3) 国民健康・栄養調査員の設置 (第12条)</p> <p>(4) 栄養指導員の任命 (第19条)</p> <p>(5) 特定給食施設の設置者に対する勧告及び命令 (第23条)</p>	<p>1 国民健康保険法に関する次のこと。</p> <p>(1) 国民健康保険事業の指導 (第4条第2項)</p> <p>(2) 条例の制定又は改廃の協議 (第12条)</p> <p>2 老人保健法に関する医療事務に係る市町村の指導監査の実施に関すること。</p> <p>3 国民健康保険法及び老人保健法に関する医療機関等の指導及び監査に関すること。</p> <p>4 栄養士法に関する次のこと。</p> <p>(1) 栄養士免許及び免許証の交付 (第2条、第4条)</p>
健康対策課		<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 医師の届出を受けた場合の厚生労働大臣への報告及び居住地を管轄する都道府県知事への通報 (第1</p>	<p>1 結核予防法第34条及び第35条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条及び第32条に規定する医療費公費負担金等の支出負担行為に関すること。</p> <p>2 特定疾患治療研究事業等に係る医</p>

	<p>2条)</p> <p>(2) 獣医師及び所有者からの届出を受けた場合の厚生労働大臣への報告及び動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事への通報 (第13条)</p> <p>(3) 指定届出機関からの届出内容の厚生労働大臣への報告及び指定届出機関の取消し (第14条)</p> <p>(4) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査結果等の厚生労働大臣への報告並びに厚生労働大臣への派遣その他必要な協力依頼 (第15条)</p> <p>(5) 情報の公表 (第16条)</p> <p>(6) 入院患者の医療費の負担 (第37条)</p> <p>(7) 他の法律による医療に関する給付との調整 (第39条)</p> <p>(8) 診療報酬の審査及び支払 (第40条)</p> <p>(9) 緊急時等の医療に係る診療報酬の審査及び支払 (第42条)</p> <p>(10) 厚生労働大臣への通報 (第51条)</p> <p>2 予防接種法 (昭和23年法律第68号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 臨時予防接種の実施及び指示 (第6条)</p> <p>3 予防接種法施行規則 (昭和23年厚生省令第36号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 予防接種の種類等の公告 (第5条)</p> <p>4 結核予防法 (昭和26年法律第96号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 結核医療機関の指定及び指定の取消し (第36条第1項、第5項)</p> <p>(2) 診療報酬額の決定 (第38条第3項)</p> <p>(3) 緊急時等の医療費の負担の決定 (第41条第1項)</p> <p>(4) 健康診断等の代執行 (第65条)</p> <p>5 らい予防法の廃止に関する法律 (平成8年法律第28号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 入所患者の親族の援護 (第6条)</p> <p>6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 被爆者健康手帳の交付 (第2条第2項)</p> <p>(2) 被爆者一般疾病医療機関の指定及び取消し (第19条の3)</p> <p>(3) 各種手当の認定及び支給 (第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条)</p>	<p>療受給者証の交付及び治療研究機関の延長に関すること。</p> <p>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 居宅生活支援事業に関すること (第38条)</p>
--	--	---

<p>別表第2商工労働部の表企業立地室の項を削る。</p> <p>別表第2商工労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄6を次のように改める。</p> <p>6 商工会議所法 (昭和28年法律第143号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 商工会議所が定める特定商工業者の基準の許可 (和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の区域におけるものに限る。)(第7条第2項第1号、第2号)</p>	<p>(2) 商工会議所が成立の日から特定商工業者に関する法定台帳を作成するまでに1年以上の期間を要する場合の期間の延長の許可 (和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の区域におけるものに限る。)(第10条第2項)</p> <p>(3) 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可 (和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の区域におけるものに限る。)(第12条第1項)</p>
--	--

(4) 商工会議所の定款変更の認可(和歌山市、海南市、有田市及び御坊市の区域におけるものに限る。)(第46条第2項)

(5) 業務に関する報告の徴収及び立入検査(第58条第1項)

別表第2商工労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄7(4)を次のように改める。

(4) 定款変更の認可(第51条第2項、第82条の10第4項)
別表第2商工労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄11を次のように改める。

11 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に関する次のこと。

(1) 役員変更の届出の受理(和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。)(第45条)

(2) 商店街振興組合の定款の変更の認可(和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。)(第62条第2項)

(3) 決算関係書類の受理(和歌山県商店街振興組合連合会に係るものに限る。)(第82条)

別表第2商工労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 商工会法(昭和35年法律第89号)に関する次のこと。

(1) 総会及び総代会の招集の承認(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第42条第5項、第48条第5項、第58条第4項)

(2) 定款変更の認可(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第44条第2項、第58条第4項)

(3) 業務に関する報告の徴収及び立入検査(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興

局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第50条第1項、第58条第5項)

(4) 解散の届出の受理(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第52条第2項、第58条第6項)

(5) 清算人の選任(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第53条、第58条第6項)

(6) 財産処分の方法の認可(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第54条第1項及び第2項、第58条第6項)

(7) 清算結了の届出の受理(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第55条、第58条第6項)

別表第2商工労働部の表商工振興課の項課長専決事項の欄2を次のように改める。

2 中小企業等協働組合法に関する次のこと。

(1) 役員変更の届出の受理(第35条の2)

(2) 決算関係書類の受理(第105条の2)

別表第2商工労働部の表商工振興課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

10 商工会法に関する次のこと。

(1) 決算関係書類の受理(和歌山県商工会連合会並びに海草振興局、那賀振興局、有田振興局及び日高振興局の所管区域における商工会に係るものに限る。)(第49条、第58条第5項)

別表第2商工労働部の表の産業支援課の項の次に次の項を加える。

企業 立地 課	1 工場立地法(昭和34年法律第24号)に関する次のこと。 (1) 特定工場の設置場所等に関する勧告(第9条第1項、第2項) (2) 特定工場立地に関する勧告に従わない者に対する変更命令(第10条第1項) (3) 特定工場の新設又は変更に係る実施の短縮承認(第11条第2項、第3項)	1 工場適地の調査及び工場立地の動向の調査に関すること。 2 工場立地実績等調査に関すること。 3 工場団地造成利子補給金申請予定調査に関すること。
---------------	--	--

別表第2商工労働部の表の備考を削る。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄中9を10とし、3から8までを1ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定に関すること。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項の次に次のように加える。

新 ふ	1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7	1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に関する
--------	------------------------------------	------------------------------------

<p>る と 推 進 課</p>	<p>年法律第2号)に関する次のこと。 (1) 就農促進方針の策定、変更及び公表(第3条) (2) 就農計画の認定(第4条) 2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に関する次のこと。 (1) 農業経営基盤強化促進基本方針の公表(第5条第6項) (2) 市町村農業経営基盤強化基本構想の同意(第6条第6項) (3) 農地保有合理化事業規程の承認(第7条第1項)</p>	<p>る次のこと。 (1) 業務に関する報告(第15条第1項)</p>
----------------------------------	--	--

別表第2農林水産部の表経営支援課の項を削る。
 別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
 2 農業機械整備施設の認定に関すること。
 3 農業機械利用技術者の技術認定に関すること。
 別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項課長専決事項の欄1を次のように改める。
 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に関する次のこと。
 (1) 主食用等水稻の生産確定数量の決定(第4条)
 別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項課長専決事項の欄中2から4までを削り、5を2とし、6から10までを3ずつ繰り上げる。
 別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄5(1)中「第6条」を「第5条、第6条」に改め、同欄5(3)中「家畜の防疫員」を「家畜防疫員」に改め、同欄6(1)中「第2条の7」を「第24条」に改め、同欄6(2)中「第21条第5項」を「第56条第7項」に改め、同欄10(1)中「製造業の許可及び製造承認の申請又は」を「製造販売業の許可及び」に、「第20条」を「第21条」に改め、同欄に次のように加える。
 30 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)に関する次のこと。
 (1) 県外からの無許可転飼者及びはちみつの違法表示に対する罰則(第9条)

(2) 養ほう業者の届出に関する義務違反に対する罰則(第10条)
 31 みつばち転飼条例(昭和41年和歌山県条例第42号)に関する次のこと。
 (1) みつばちの巣箱の撤去命令に係る違反者に対する罰則(第11条)
 別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄3中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。
 (3) 種畜の公示(第8条)
 別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄4中(7)を(8)とし、(1)から(6)までを1ずつ繰り下げ、(2)の前に次のように加える。
 (1) 発生予防のためにとった措置の報告及び通報(第12条の2)
 別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄6(1)を次のように改める。
 (1) 許可及び届出の進達(新規の動物用医薬品等の製造販売業の許可及び休廃止届の進達を除く。)(第21条)
 別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄7(1)中「第9条第1項」を「第33条」に改め、同欄21(1)中「第21条第4項」を「第21条第5項」に改める。
 別表第2農林水産部の表就農促進課の項を次のように改める。

<p>経 営 支 援 課</p>	<p>1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に関する次のこと。 (1) 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)の証券業務の認可(第10条第21項) (2) 組合の信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の制定及び廃止の承認並びに承認の取消し(第11条第1項及び第3項、第11条の7第1項及び第3項、第11条の23第1項及び第3項、第11条の29第1項及び第3項、第11条の32第1項及び第3項、第95条第3項) (3) 組合(農業協同組合法第10条第1項第3号に規定する事業を行う組合</p>	<p>1 農業倉庫業法(大正6年法律第15号)に関する次のこと。 (1) 農業倉庫業の認可(第6条) (2) 農業倉庫業者業務規程の変更の認可(第13条) (3) 報告の徴収又は業務の検査及び命令等(第16条) (4) 農業倉庫業務の停止命令又は認可の取消し(第17条) 2 農業協同組合法に関する次のこと。 (1) 組合の信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の変更の承認(第11条第3項、第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項、第11条の32第3項)</p>
----------------------------------	--	--

	<p>を除く。)又は農事組合法人に対する解散命令(第95条の2)</p> <p>(4) 組合、農事組合法人の業務、会計等に関する監督上必要な措置命令及び違法行為に対する措置命令(第94条の2、第95条第1項)</p> <p>2 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 当然加入基準の設定(第16条第1項)</p> <p>(2) 市町村共済事業の実施及び区域の拡大の認可並びに公示(第85条の3、第85条の6)</p> <p>(3) 市町村共済事業の廃止の認可(第85条の9第1項)</p> <p>(4) 農業共済組合等に対する監督上必要な措置命令等(解散命令を除く。)(第142条の5、第142条の6)</p> <p>(5) 農業共済組合の決議、選挙又は当選の取消し(第142条の7)</p> <p>3 農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 当然加入基準の公示(第1条の6第2項)</p> <p>4 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく規則(昭和33年和歌山県規則第67号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 融資予定額の内示(第4条第2項)</p> <p>5 経営支援課が所管する制度融資に関する次のこと。</p> <p>(1) 利子補給承認及び承認の変更、取消し</p> <p>(2) 貸付適格の認定及び認定の取消し</p> <p>(3) 政府貸付金に係る申請及び実績報告</p> <p>(4) 規則、要綱に基づく貸付金利及び利子補給率の決定</p> <p>6 経営構造対策に係る事業計画の承認に関すること。</p>	<p>(2) 組合の定款変更の認可(第44条第2項)</p> <p>(3) 組合、農事組合法人及び農業協同組合中央会の業務内容に関する報告の徴収(第93条)</p> <p>(4) 組合、農事組合法人及び農業協同組合中央会の業務又は会計の状況の検査(第94条)</p> <p>3 農業災害補償法に関する次のこと。</p> <p>(1) 農業共済組合の定款又は共済規程の変更の認可(第43条第2項)</p> <p>(2) 委譲申出組合に係る農作物共済又は果樹共済の共済責任期間の満了日の認定(第85条の4第5項)</p> <p>(3) 共済事業を行う市町村の共済事業実施に係る条例変更の認可(第85条の10第1項)</p> <p>(4) 農作物に係る共済関係の不存在的認定(第104条の3第2項)</p> <p>(5) 農作物共済、家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済危険段階基準共済掛金率設定の認可(第107条第4項、第115条第4項、第120条の7第5項、第9項、第120条の23第3項)</p> <p>(6) 農業共済組合等からの業務又は会計に関する報告の徴収及び検査(第142条の2、第142条の3、第142条の4)</p> <p>4 農業災害補償法施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 農業共済組合の事務費の賦課承認(第2条の4第1項)</p> <p>5 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく規則(昭和33年和歌山県規則第67号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 融資機関に対する融資状況の検査及び報告書の徴収等(第7条)</p> <p>6 経営支援課が所管する制度融資に関する次のこと。</p> <p>(1) 必要な報告の徴収及び帳簿等の検査</p> <p>7 農業改良資金助成法に関する次のこと。</p> <p>(1) 農業改良資金の一時償還の請求(第9条)</p> <p>8 農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 和歌山県農業信用基金協会の業務又は財産状況の報告の徴収(第55条)</p> <p>(2) 和歌山県農業信用基金協会の業務及び会計の検査(第56条第2項、第3項)</p> <p>9 農林漁業金融公庫資金融通事業に対する技術的診断、工事進捗状況調査その他必要事項の受託の決定に関すること。</p>
--	---	---

別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

12 紀の国森づくり基金に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄3中「緊急間伐対策」を「間伐等推進対策」に改め、同欄17

を削り、同項課長専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、同欄に次のように加える。

16 やすらぎの森創造・体験事業に関すること。

別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に関する次のこと。
(1) 土砂災害警戒区域の指定及び解除(第6条第1項及び第6項)

(2) 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除(第8条第1項及び第8項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項局長専決事項の欄5中「(昭和44年法律第57号)」を削り、(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同欄6を次のように改める。

6 採石法(昭和25年法律第291号)に関する次のこと。

(1) 採石業者の登録の拒否(第32条の4)

(2) 登録の取消し等(第32条の10)

(3) 採取計画の認可(第33条)

(4) 変更の認可(第33条の5)

(5) 認可採取計画の変更命令(第33条の9)

(6) 認可の取消し等(第33条の12)

(7) 緊急措置命令等(第33条の13)

(8) 災害防止命令(第33条の17)

(9) 聴聞(第34条の4)

(10) 意見聴取(第34条の5)

(11) 土地使用許可申請に関する協議等(第36条第2項、第6項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項局長専決事項の欄中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。

(1) 調査結果の市町村長への通知(第4条第2項)

(2) 土砂災害警戒区域等の指定及び解除に関する市町村長の意見聴取(第6条第3項、第8条第3項)

(3) 建築物の移転等の勧告(第25条第1項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項課長専決事項の欄6中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域内における国等との協議(第7条第4項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項課長専決事項の欄に次

3 総務事務集中課物品班長個別専決事項

和歌山県物品調達事務規程に基づく集中調達物品の発注事務の処理(第9条)

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第30号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のよう

のように加える。

7 採石法に関する次のこと。

(1) 採石業者の登録(第32条の3)

(2) 承継届の受理(第32条の6)

(3) 変更届の受理(第32条の7)

(4) 廃止届の受理(第32条の8)

(5) 登録の消除(第32条の11)

(6) 業務管理者試験の実施等(第32条の13)

(7) 国等との協議(第42条の2)

8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。

(1) 行為の許可(第9条第1項、第15条第1項)

(2) 助言又は勧告(第13条第2項)

(3) 国等との協議(第14条)

(4) 行為の変更の許可等(第16条)

(5) 工事完了の検査等(第17条)

(6) 監督処分(第20条)

(7) 立入検査(第21条第1項)

(8) 報告の徴収等(第22条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄6を次のように改める。

6 被災建築物応急危険度判定制度に関すること。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄9を次のように改める。

9 被災宅地危険度判定制度に関すること。

別表第2県土整備部の表振興課の項を削る。

別表第2県土整備部の表管理整備課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

6 和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)に関する次のこと。

(1) マリーナにおける工作物等の設置のうち、港湾計画の変更等、マリーナの管理運営に重大な影響を及ぼすものの許可(第6条)

7 和歌山県マリーナ条例施行規則(平成7年和歌山県規則第12号)に関する次のこと。

(1) 指定管理者が定める規程の承認

別表第3に次の表を加える。

に定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、県立医科大学、県立医科大学看護短期大学

部 (以下「短期大学部」という。))」を削る。

第4条を次のように改める。

(振興局の局長等の専決)

第4条 振興局の局長、総務室長及び各部長、総務室副室長及び各課長並びに振興局に設置する機関の長は別表第3に掲げる事項について、こころの医療センターの院長、事務局局長及び看護部長は別表第4に掲げる事項について、農林水産総合技術センター所長及び農林水産総合技術センタ

ーに設置する機関の長は別表第5に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

第5条第1項中「第243条第1項」を「第212条第1項」に改める。

第6条第1項中「第243条の2第1項」を「第213条第1項」に改める。

第8条第1項の表振興局の項を次のように改める。

振興局	局長	総務室長又は主務部長	総務室副室長又は主務副部長
	総務室長	副室長	
	各部長	副部長	主務課長
	総務室副室長	主務総括主任又は主務総括主査	
	部の課長	主務総括主任又は主務総括主査	
	建設部ダム管理事務所長	主務課長	
	建設部海南工事事務所長	次長	主務課長
	建設部紀の川流域下水道事務所長	次長	
	建設部ダム建設事務所長	次長	
	建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	次長	主務課長

第8条第1項の表振興局の項の次に次のように加える。

県税事務所	所長	次長	主務課長
-------	----	----	------

第8条第1項の表子ども保健福祉相談センターの項を削る。

第8条第1項の表県立医科大学の項を削る。

第8条中第4項を第5項とし、同条第3項中「、主務課長」を「主務課長、主務課長を置かない場合にあってはあらかじめ支所長等が指定する者」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 振興局の総務室副室長が専決できる事項について当該副室長が不在のときは、総務室の主務総括主任又は主務総括主査が代決することができる。ただし、副室長及び主務総括主任又は主務総括主査がともに不在のときは室長の決裁を受けなければならない。

第12条第1項中「規定は」の次に「、県税事務所の課長」を加え、「、振興局漁港事務所長」を削り、「那賀振興局建設部紀の川中流域下水道事務所長」を「那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所」に改める。

別表第1専決事項の欄6中「国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行」を「旅行期間2週間以上にわたる旅行」に改め、同欄12中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 事案の移送 (第32条の3)

別表第2東京事務所長の項の次に次のように加える。

県税事務所 所長	1 表彰の内申に関する事。 2 納税貯蓄組合法 (昭和26年法律第145号) に関する次のこと。 (1) 解散の届出の受理 (第13条) 3 納税貯蓄組合法施行令 (昭和26年政令第99号) に関する次のこと。 (1) 規約の届出の受理 (第1条第1項)
-------------	---

(2) 規約の謄本の送付 (第1条第2項) (3) 納税貯蓄組合である旨の証明書の交付 (第2条第1項) (4) 解散の旨を記載した書面の送付 (第5条) 4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者に対する報償金の交付決定に関すること。
--

別表第2保健所長の項専決事項の欄に次のように加える。

2 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成18年法律第4号) に関する次のこと。

- (1) 第3条の救済給付の支給に係る請求の受理に関すること。
- (2) 第4条第1項の認定 (その更新及び取消しを含む。) 及び第22条第1項の認定に係る申請の受理に関すること。

別表第2紀南児童相談所長の項専決事項の欄1中 (2) を (3) とし、(1) を (2) とし、(2) の前に次のように加える。

- (1) 立入調査 (第29条)

別表第2紀南児童相談所長の項専決事項の欄に次のように加える。

2 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) に関する次のこと。

- (1) 立入調査 (第9条第1項)

別表第2子ども・障害者相談センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 肢体不自由者更正施設の利用者負担額等の減免に関すること。

別表第2精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄1中 (1) を削り、(2) を (1) とし、(3) を (2) とし、同欄に次のように加える。

2 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) に関する次のこと。

- (1) 自立支援医療費の支給認定 (精神障害者に係るものに限る。) (第52条)

別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄1 (2) 中「第29条」を「第26条、第30条」に改め、同欄1中 (5) を (6) とし、(4) を (5) とし、(3) を (4) とし、(2) の次に次のように加える。

- (3) 衛生管理方法の改善勧告及び改善命令 (第12条の4)

別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄4 (1) 中「第69条第1項」を「第69条」に改め、同欄に次のように加える。

7 牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号) に関する次のこと。

- (1) 死亡した牛の届出の受理及び検査命令 (第6条)

別表第2近畿自動車道紀南高速事務所長の項を削る。

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄26及び27を次のように改める。

26 和歌山県マリーナ条例 (平成7年和歌山県条例第16

号) に関する次のこと。

- (1) マリーナにおける行為の許可 (第4条)
- (2) マリーナにおける工作物等の設置の許可 (港湾計画の変更等マリーナの管理運営に重大な影響を及ぼすものを除く。) (第6条)
- (3) 違反者等に対する監督処分 (第8条)
- (4) マリーナ施設の開館時間の変更の承認 (第16条)
- (5) マリーナ施設の休館日の変更の承認 (第17条)
- (6) マリーナ施設の利用の許可 (指定管理者が行うことができない場合に限る。) (第18条)
- (7) 利用の禁止又は制限等 (指定管理者が行うことができない場合に限る。) (第19条)

27 和歌山県マリーナ条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第12号) に関する次のこと。

- (1) 行為の許可等に係る使用料の特別納付承認 (第7条第2項)

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄に次のように加える。

29 和歌山県漁港管理条例 (昭和41年和歌山県条例第54号) に関する次のこと。

- (1) 県管理漁港施設 (基本施設を除く。) を滅失又は損傷した者に対する原状回復命令 (第3条第2項)
- (2) 危険物等の荷役の許可 (第5条第2項)
- (3) 漁港の区域内の水域における漂流物の除去命令 (第6条)
- (4) 県管理漁港施設の使用の届出 (使用の期間が1年以内のものに限る。) の受理 (第9条)
- (5) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への工作物の設置の許可 (漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第22条の承認を必要とするものを除く。) (第10条)
- (6) 漁港施設の使用の許可 (第11条)
- (7) 行為の中止等の措置又は原状回復命令 (許可の取消しを除く。) (第15条)
- (8) 使用料等の承認 (第13条第3項)

30 漁港漁場整備法に関する次のこと。

- (1) 漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可 (第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を必要とするものを除く。) (第39条第1項、

第3項)

(2) 行為の中止等の措置、放置物件の除去及び原状回復命令(許可の取消しを除く。)(第39条の2第1項)別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄12及び13を次のように改める。

12 局長の旅行及び部長の旅行(管内を除く。)に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事(東牟婁振興局申本建設部長の専決事項として定めているものを除く。)

13 局長及び部長の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇を除く。)の承認等に関する事(東牟婁振興局申本建設部長の専決事項として定めているものを除く。)

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄19を次のように改める。

19 公有財産に係る保守管理業務等(所管の異なる複数の県有施設の保守管理業務を一括して契約しようとする場合における当該保守管理業務を含む。)についての入札に関する事。

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄9を次のように改める。

9 所属の職員に係る週休日の振替え並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄11から14までを次のように改める。

11 所属の職員の時間外勤務命令に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西

牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)

12 部長の旅行(管内に限る。)及び所属の職員の旅行に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)

13 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。)の承認等に関する事。

14 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。

(1) 部分休業の承認(第9条第1項)

(2) 部分休業の取消し(第9条第3項)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄18中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 事案の移送(第32条の3)

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄19中「部」を「総務室又は部」に改め、同欄20中「農林水産振興部漁港事務所長及び」を削る。

別表第3第1号の表県民行政部長の項を次のように改める。

総務室長

- 1 職員(県税事務所の職員を含む。)の扶養親族の認定に関する事。
- 2 職員(県税事務所の職員を含む。)の通勤手当の確認及び決定に関する事。
- 3 職員(県税事務所の職員を含む。)の住居手当の確認及び決定に関する事。
- 4 職員(県税事務所の職員を含む。)の単身赴任手当の確認及び決定に関する事。
- 5 登録免許税法(昭和42年法律第35号)第4条に規定する宗教法人及び学校法人が受ける登記等の非課税の証明に関する事。
- 6 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)に関する次のこと。
 - (1) 自動販売機の設置、変更又は廃止の届出の受理及び届出済証の交付(第18条第1項、第2項、第3項)
 - (2) 立入調査員の任免及び証明書の交付(第31条)
- 7 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に関する次のこと。
 - (1) 当選等に関する報告の受理(第108条第1項第3号、第4号)
- 8 地方自治法(昭和22年法律第67号)に関する次のこと。
 - (1) 臨時選挙管理委員の選任(第252条の17の11)
- 9 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第28号)に関する次のこと。
 - (1) 緊急輸送車両であることの確認(第33条)
- 10 消防法(昭和23年法律第186号)に関する次のこと。
 - (1) 危険物製造所等の設置の許可(第11条第1項)

- (2) 危険物製造所等の完成検査及び仮使用の承認 (第11条第5項)
 - (3) 危険物製造所等の承継の届出の受理 (第11条第6項)
 - (4) 危険物製造所等の完成検査前の検査 (第11条の2)
 - (5) 危険物製造所等において取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理 (第11条の4)
 - (6) 危険物の貯蔵等に関する市町村長の命令 (第11条の5)
 - (7) 危険物製造所等の使用の停止命令 (第12条の2)
 - (8) 緊急時の一時使用停止命令等 (第12条の3)
 - (9) 危険物製造所等の用途廃止の届出の受理 (第12条の6)
 - (10) 危険物保安業務の統括管理者の選任又は解任の届出の受理 (第12条の7第2項)
 - (11) 危険物の保安監督者の選任又は解任の届出の受理 (第13条第2項)
 - (12) 予防規程の認可及び変更命令 (第14条の2第1項、第3項)
 - (13) 事故時の応急措置の命令 (第16条の3第3項)
 - (14) 資料の提出命令、立入検査等 (第16条の5第1項)
 - (15) 無許可施設等に対する措置命令 (第16条の6)
- 11 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) に関する次のこと。
- (1) 貯蔵の改善命令 (2級火薬庫及び庫外貯蔵に限る。) (第11条第3項)
 - (2) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の設置、移転又は設備の変更の許可 (第12条第1項)
 - (3) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の承継の届出の受理 (第12条の2第2項)
 - (4) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の所有者又は占有者に対する修理、改造及び移転命令 (第14条第2項)
 - (5) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の完成検査 (第15条)
 - (6) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の用途廃止の届出の受理 (第16条第2項)
 - (7) 火薬類の譲渡又は譲受の許可及び許可の取消し並びに許可証の交付 (第17条第1項、第3項、第4項)
 - (8) 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項の変更の書換え及び再交付 (第17条第7項、第8項)
 - (9) 火薬類の消費の許可及び許可の取消し (第25条第1項、第3項)
 - (10) 火薬類の廃棄 (第8条又は第44条の許可の取消しその他の事由により営業を廃止した者を除く。) の許可 (第27条第1項)
 - (11) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理 (第30条第3項)
 - (12) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の火薬類取扱保安責任代理者の選任又は解任の届出の受理 (第33条第2項)
 - (13) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者に対する火薬類取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任命令 (第34条第2項)
 - (14) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の定期自主検査の計画及びその変更の届出の受理 (第35条の2第2項)
 - (15) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の定期自主検査の報告の受理 (第35条の2第3項)
 - (16) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の定期自主検査の立会い (第35条の2第4項)
 - (17) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。) の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者からの火薬類の貯蔵若しくは消費の報告の徴収 (第42条)
 - (18) 火薬庫 (2級火薬庫に限る。)、消費場所、廃棄場所又は保管場所への立入検査、質問及び火薬類の取去 (第43条第1項)
 - (19) 災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための緊急措置命令 (消費に係るもの及び火薬庫にあっては2級火薬庫に限る。) (第45条)
 - (20) 事故発生の報告の徴収 (消費者に係るものに限る。) (第46条第2項)
 - (21) 災害発生時の現状変更の指示 (第47条)

- (22) 県公安委員会の意見の聴取 (第52条第1項)
- (23) 県公安委員会又は海上保安庁長官への通報 (総務室長の専決事項に係るものに限る。) (第52条第2項)
- (24) 第34条第2項の処分に係る聴聞 (消費に係るもの及び火薬庫にあっては2級火薬庫に限る。) (第54条)
- 12 火薬類取締法施行規則 (昭和25年通商産業省令第88号) に関する次のこと。
 - (1) 火薬庫外の貯蔵所の指示 (第15条)
- 13 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) に関する次のこと。
 - (1) 液化石油ガス販売事業の登録 (第3条第1項)
 - (2) 液化石油ガス販売事業者の登録番号の登録及び販売業者への通知 (第3条の2第1項、第2項)
 - (3) 液化石油ガス販売事業者の登録拒否の通知 (第4条第2項)
 - (4) 登録行政庁の変更の場合における届出の受理 (第6条)
 - (5) 販売所等の変更の届出の受理 (第8条)
 - (6) 販売事業の承継の届出の受理 (第10条第3項)
 - (7) 貯蔵施設の所有等の適用除外 (第11条)
 - (8) 規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止の命令 (第13条第2項)
 - (9) 書面の交付・再交付の命令 (第14条第2項)
 - (10) 販売施設又は販売方法の基準適合命令 (第16条第3項)
 - (11) 供給設備の基準適合命令 (第16条の2第2項)
 - (12) 業務主任者の選任又は解任の届出の受理 (第19条第2項)
 - (13) 業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理 (第21条第2項)
 - (14) 販売事業者に対する業務主任者等の解任命令 (第22条)
 - (15) 販売事業の廃止の届出の受理 (第23条)
 - (16) 販売事業の登録の取消し又は停止命令 (第25条、第26条)
 - (17) 販売事業者の登録の削除 (第26条の2)
 - (18) 保安機関の認定及び認定の更新 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第29条、第31条、第32条第2項)
 - (19) 保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第33条)
 - (20) 保安機関への改善命令 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第34条第3項)
 - (21) 保安機関規程の認可、変更認可及び変更命令 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第35条)
 - (22) 保安機関に対する基準適合命令 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第35条の2)
 - (23) 保安機関の認定の取消し (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第35条の3)
 - (24) 保安機関の登録行政庁の変更、認定の変更、認定の承継及び廃止の届出の受理 (一の振興局の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合に限る。) (第35条の4)
 - (25) 消費設備の基準適合命令 (第35条の5)
 - (26) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可 (第36条、第37条)
 - (27) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可等 (第37条の2)
 - (28) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査等 (第37条の3第1項、第2項)
 - (29) 貯蔵施設又は特定供給設備の許可の取消し等 (第37条の7第1項、第2項)
 - (30) 業務又は経理の状況に関する報告の徴収 (第82条第1項)
 - (31) 立入検査等 (第83条第3項、第4項)
 - (32) 関係行政機関への通報 (第87条第1項)
 - (33) 聴聞の特例 (第90条)

<p>(34) 不服申立ての手續における意見の聴取 (第92条)</p> <p>14 高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 立入検査 (液化石油ガスに係るものに限る。) (第62条第1項)</p> <p>(2) 事故の届出の受理及び事故報告の徴収 (液化石油ガスに係るものに限る。) (第63条)</p> <p>15 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。</p> <p>(1) 1件の調達予定額が50万円以上で1,000万円未満である集中調達物品の入札事務の処理 (第6条)</p> <p>(2) 集中調達物品の発注事務の処理 (第7条第2項)</p>
--

別表第3第1号の表税務部長 (海草振興局以外の振興局にあっては県民行政部長) の項を削る。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄1及び2を次のように改める。

- 1 民生委員・児童委員活動費県費負担金及び民生委員推薦会県費負担金の交付に関すること。
- 2 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に関する次のこと。
 - (1) 生活保護法施行細則 (平成12年和歌山県規則第125号) 第2条の規定により、振興局長に委任された知事の権限に関すること。(第24条、第25条、第26条、第27条、第27条の2、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第34条の2、第35条、第36条、第37条、第48条第4項、第62条、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第80条、第81条)
 - (2) 費用の徴収 (第77条第1項、第78条)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄に次のように加える。

- 30 自然公園法 (昭和32年法律第161号) に関する次のこと (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 及び森林法 (昭和26年法律第249号) に係る開発行為の許可、採石法 (昭和25年法律第291号) に係る採取計画の認可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に係る施設の設置許可、墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年法律第48号) に係る墓地の経営の許可及び総合保養地域整備法 (昭和62年法律第71号) に基づき承認された特定施設に係るものを除く。)
- (1) 特別地域内における工作物のうち、新築に係るもので高さ13メートル以下で、かつ、水平投影面積が1,000平方メートル以下のもの、増築に係るもので増築部分の水平投影面積が1,000平方メートル以下で、かつ、増築部分のうち地上に露出した部分の最高部と最低部との差が13メートル以下のもの又は改築に係るものの許可 (第13条第3項第1号)
- (2) 特別地域内における木竹の伐採の許可 (第13条第3項第2号)
- (3) 特別地域内における鉱物の掘採若しくは土石の採取で掘採量若しくは採取量が1立方メートル以下のもの

- 又は土石の採取でボーリング機械を用いて行うものの許可 (第13条第3項第3号)
- (4) 特別地域内における広告物その他これに類するものの掲出、設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示の許可 (第13条第3項第6号)
 - (5) 特別地域内における1,000平方メートル以下の土地の開墾その他土地の形状変更の許可 (第13条第3項第9号)
 - (6) 特別地域内における指定植物等の採取等の許可 (第13条第3項第10号)
 - (7) 特別地域内における屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更の許可 (第13条第3項第12号)
 - (8) 特別地域内の指定区域内における車馬等の使用等の許可 (第13条第3項第14号)
 - (9) 特別地域内における非常災害のために必要な応急措置として行われた第17条第3項各号に掲げる行為に係る届出の受理 (第13条第7項)
 - (10) 特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧に係る届出の受理 (第13条第8項)
 - (11) 普通地域内における工作物の新築、改築又は増築に係る届出の受理 (第26条第1項第1号)
 - (12) 普通地域内における広告物その他これに類する物の掲出、設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示に係る届出の受理 (第26条第1項第3号)
 - (13) 普通地域内における1,000平方メートル以下の水面の埋立又は干拓に係る届出の受理 (第26条第1項第4号)
 - (14) 普通地域内における鉱物の掘採又は土石の採取に係る届出の受理 (第26条第1項第5号)
 - (15) 普通地域内における1,000平方メートル以下の土地の開墾その他土地の形状変更に係る届出の受理 (第26条第1項第6号)
 - (16) 海中公園地区の周囲1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内における1,000平方メートル以下の海底の形状変更に係る届出の受理 (第26条第1項第7号)

- 31 和歌山県立自然公園条例 (昭和34年和歌山県条例第2号) に関する次のこと (都市計画法及び森林法に係る開発行為の許可、採石法に係る採取計画の認可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る施設の設置許可、墓地、埋葬等に関する法律に係る墓地の経営の許可及び総合保養地域整備法に基づき承認された特定施設に係るものを除く。)
- (1) 特別地域内における工作物のうち、新築に係るもので高さ13メートル以下で、かつ、水平投影面積が1,000平方メートル以下のもの、増築に係るもので増築部分の水平投影面積が1,000平方メートル以下で、かつ、増築部分のうち地上に露出した部分の最高部と最低部との差が13メートル以下のもの又は改築に係るものの許可 (第13条第3項第1号)
 - (2) 特別地域内における木竹の伐採の許可 (第13条第3項第2号)
 - (3) 特別地域内における鉱物の掘採又は土石の採取で掘採量若しくは採取量が1立方メートル以下のもの又は土石の採取でボーリング機械を用いて行うものの許可 (第13条第3項第3号)
 - (4) 特別地域内における広告物その他これに類するものの掲出、設置又は広告その他これに類するもの工作物等への表示の許可 (第13条第3項第5号)
 - (5) 特別地域内における1,000平方メートル以下の土地の開墾その他土地の形状変更の許可 (第13条第3項第7号)
 - (6) 特別地域内における指定植物等の採取等の許可 (第13条第3項第8号)
 - (7) 特別地域内における屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更の許可 (第13条第3項第9号)
 - (8) 特別地域内の指定区域内における車馬等の使用の許可 (第13条第3項第10号)
 - (9) 特別地域内における非常災害のために必要な応急措置として行われた第13条第3項各号に掲げる行為に係る届出の受理 (第13条第6項)
 - (10) 特別地域内における木竹の植栽又は家畜の放牧に係る届出の受理 (第13条第7項)
 - (11) 普通地域内における工作物の新築、改築又は増築に係る届出の受理 (第15条第1項第1号)
 - (12) 普通地域内における広告物その他これに類する物の掲出、設置又は広告その他これに類するもの工作物等への表示に係る届出の受理 (第15条第1項第3号)
 - (13) 普通地域内における1,000平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓に係る届出の受理 (第15条第1項第4号)
 - (14) 普通地域内における鉱物の掘採又は土石の採取に

係る届出の受理 (第15条第1項第5号)

- (15) 普通地域内における1,000平方メートル以下の土地の開墾その他土地の形状変更に係る届出の受理 (第15条第1項第6号)

32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) に関する次のこと。

- (1) 狩猟免許試験の実施運営 (第41条関係)
- (2) 狩猟免許の交付 (狩猟免許を更新するものに限る。) (第43条)
- (3) 狩猟免許更新適性試験及び更新講習の実施並びに狩猟免許の更新 (第5条)
- (4) 狩猟者登録の実施 (県外に住所を有する者からの申請を除く。) (第57条)
- (5) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可及び措置命令等 (学術研究の目的による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等であって捕獲等又は採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものを除く。) (第9条及び第10条)
- (6) 販売禁止鳥獣の販売の許可 (第24条)

33 有害鳥獣捕獲事業等の検査及び補助金の交付決定に関すること。

34 キジ放鳥事業の検査に関すること。

別表第3第1号の表農林水産振興部長の項区分の欄中「農林水産振興部長」を「産業振興部長」に改め、同項専決事項の欄中58及び59を削り、57を59とし、56を58とし、同欄55中「緊急間伐対策」を「間伐等推進対策」に改め、同欄55を同欄57とし、同欄54中「和歌山県森林環境保全事業」を「和歌山県環境保全整備事業」に改め、同欄54を56とし、51から53までを2ずつ繰り下げ、48から50までを削り、47を52とし、46を51とし、同欄45中「県林業公社」を「わかやま森林の緑の公社」に改め、同欄45を50とし、36から44までを5ずつ繰り下げ、41の前に次のように加える。

40 住民参加型水土里のむら再生支援事業の補助金の交付決定に関すること。

別表第3第1号の表産業振興部長の項専決事項の欄中11から35までを4ずつ繰り下げ、同欄10中(2)を削り、(3)を(2)とし、同欄10を14とし、9を13とし、同欄8中(1)を次のように改める。

- (1) 主食用等水稻の生産目標数量の決定 (第4条)

別表第3第1号の産業振興部長の項専決事項の欄(2)を削り、同欄中8を12とし、1から7までを4ずつ繰り下げ、5の前に次のように加える。

- 1 和歌山県露店営業条例 (昭和26年和歌山県条例第42号) に関する次のこと。
 - (1) 露店営業の許可 (第2条第1項)
 - 2 旅行業法 (昭和27年法律第239号) に関する次のこと。
 - (1) 旅行業又は旅行業者代理業の登録 (第3条)

- (2) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録 (第6条の3第1項)
- (3) 旅行業の業務の範囲の変更の登録 (第6条の4第1項)
- (4) 旅行者又は旅行者代理業者の登録事項の変更の登録 (第6条の4第4項)
- (5) 旅行業又は旅行者代理業の登録の抹消 (第20条第1項、第2項)
- (6) 旅行者又は旅行者代理業者からの報告の徴収 (第26条第1項)
- (7) 旅行者又は旅行者代理業者に対する立入検査 (第26条第2項)

3 旅行者営業保証金規則 (平成8年 法務省 令 第1号 運輸省) に関する次のこと。

- (1) 証明書の交付 (第8条第3項、第9条第7項)

4 中小企業融資制度における融資対象の認定に関すること。

別表第3第1号の表産業振興部長の項専決事項の欄中60を削り、61から73までを1ずつ繰り上げ、同欄74(1)中「第13条」を「第17条」に改め、同欄中74を73とし、同欄75(1)中「第23条」を「第26条」に改め、同欄中75を74と

し、76から92までを1ずつ繰り上げ、同欄93中「いやしの森体験事業」を「やすらぎの森創造・体験事業」に改め、同欄中93を92とし、94から99までを1ずつ繰り上げ、同欄に次のように加える。

99 紀州材健康空間創造事業に係る検査に関すること。

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄45中(1)から(8)までを削り、(9)を(1)とし、(10)を(2)とし、同表部の課長の項9中「国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行」を「旅行期間2週間以上にわたる旅行」に改め、同表県民行政部総務課長の項専決者の欄中「県民行政部総務課長」を「総務室副室長」に改め、同表の備考2中「海草振興局建設部海南工事事務所長」を「海草振興局建設部海南工事事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」に改め、同表の備考に次のように加える。

3 振興局の総務室においては、「部長」を「総務室長」に、「部の課長」を「総務室副室長」に読み替える。

別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項専決事項の欄3中「国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行」を「旅行期間2週間以上にわたる旅行」に改め、同項の次に次のように加える。

伊都振興局産業振興部長	<p>1 商工会法 (昭和35年法律第89号) に関する次のこと (伊都振興局管内のものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会及び総代会の招集の承認 (第42条第3項、第48条第5項) (2) 商工会の定款変更の認可 (第44条第4項) (3) 決算関係書類の受理 (第49条) (4) 業務に関する報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項) (5) 解散の届出の受理 (第52条第2項) (6) 清算人の選任 (第53条) (7) 財産処分の方法の認可 (第54条第1項、第2項) (8) 清算終了の届出の受理 (第55条) <p>2 商工会議所法 (昭和28年法律第143号) に関する次のこと (伊都振興局管内のものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工会議所が定める特定商工業者の基準の許可 (第7条第2項第1号、第2号) (2) 商工会議所が成立する日から特定商工業者に関する法定台帳を作成するまでに1年以上の期間を要する場合の期間の延長の許可 (第10条第2項) (3) 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可 (第12条) (4) 商工会議所の定款変更の認可 (第46条第2項)
-------------	--

別表第3第2号の表有田振興局建設部長の項の次に次のように加える。

有田振興局建設部二川ダム管理事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 3 所長の旅行 (管内の旅行に限る。) 及び所属の職員の旅行 (旅行期間2週間以上にわたる旅行を除く。) に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。 4 所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。) の承認に関すること。 5 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復すること。
--------------------	--

別表第3第2号の表日高振興局建設部長の項の次に次のように加える。

西牟婁振興局産業振興部長	1 商工会法に関する次のこと（西牟婁振興局管内のものに限る。） (1) 総会及び総代会の招集の承認（第42条第3項、第48条第5項） (2) 商工会の定款変更の認可（第44条第4項） (3) 決算関係書類の受理（第49条） (4) 業務に関する報告の徴収及び立入検査（第50条第1項） (5) 解散の届出の受理（第52条第2項） (6) 清算人の選任（第53条） (7) 財産処分の方法の認可（第54条第1項、第2項） (8) 清算終了の届出の受理（第55条） 2 商工会議所法に関する次のこと（西牟婁振興局管内のものに限る。） (1) 商工会議所が定める特定商工業者の基準の許可（第7条第2項第1号、第2号） (2) 商工会議所が成立する日から特定商工業者に関する法定台帳を作成するまでに1年以上の期間を要する場合の期間の延長の許可（第10条第2項） (3) 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可（第12条） (4) 商工会議所の定款変更の認可（第46条第2項）
--------------	--

別表第3第2号の表東牟婁振興局県民行政部長の項を次のように改める。

西牟婁振興局建設部紀南高速事務所長	1 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること。 3 所長の旅行（管内の旅行に限る。）及び所属の職員の旅行（旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。 4 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認に関すること。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 部分休業の承認（第9条第1項） (2) 部分休業の取消し（第9条第3項） 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復すること。 7 工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記（地図の訂正に限る。）に関すること。 8 許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関すること。
-------------------	--

別表第3第2号の表東牟婁振興局農林水産振興部長の項専決者の欄中「東牟婁振興局農林水産振興部長」を「東牟婁振興局産業振興部長」に改め、同項専決事項の欄中3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 商工会法に関する次のこと（東牟婁振興局管内のものに限る。）
 (1) 総会及び総代会の招集の承認（第42条第3項、第48条第5項）
 (2) 商工会の定款変更の認可（第44条第4項）
 (3) 決算関係書類の受理（第49条）
 (4) 業務に関する報告の徴収及び立入検査（第50条第1項）
 (5) 解散の届出の受理（第52条第2項）
 (6) 清算人の選任（第53条）
 (7) 財産処分の方法の認可（第54条第1項、第2項）
 (8) 清算終了の届出の受理（第55条）
- 2 商工会議所法に関する次のこと（東牟婁振興局管内のものに限る。）

- (1) 商工会議所が定める特定商工業者の基準の許可（第7条第2項第1号、第2号）
- (2) 商工会議所が成立する日から特定商工業者に関する法定台帳を作成するまでに1年以上の期間を要する場合の期間の延長の許可（第10条第2項）
- (3) 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可（第12条）
- (4) 商工会議所の定款変更の認可（第46条第2項）

別表第3第2号の表東牟婁振興局串本建設部長の欄中1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 部長の旅行（県外を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること。
 - 2 部長の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇を除く。）の承認等に関すること。
- 別表第4を及び別表第5を削る。
 別表第6院長の項専決事項の欄5中「国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行」を「2週間以上にわたる旅行」に改め、同表を別表第4とする。

別表第7試験研究機関の長の項専決事項の欄中「当該試験研究機関の長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行」を「2週間以上にわたる旅行」に改め、同表水産試験場増殖試験場の項を削り、同表の備考中「、水産試験場及び水産試験場増殖研究所」を「及び水産試験場」に改め、同表を別表第5とする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。